

令和元年12月

お客様各位

日本酸化チタン工業会

欧州での酸化チタン発がん区分付け対応に関するその後の進捗

いつもお世話になりありがとうございます。

前報では、【欧州委員会は10月4日次のステップである欧州議会と理事会に精査に出すことを決定しました。】とご紹介しました。

本日はその後の進捗として理事会と欧州議会の進捗をご紹介します。

理事会は欧州委員会提案に【異議無し】の予定であり、欧州議会はその提案の精査期間を2ヶ月延長して2020年2月4日としました。

日本酸化チタン工業会としては、このような議論が進むことは不本意であり、TDMA(欧州酸化チタン工業会)のコメントを全面的に支持しています。

TDMA のコメントを下記 URL に、そして簡易訳を続いておりますのでご参照ください。

今後進捗がありましたら都度当工業会ホームページでお知らせいたしますので、お客様各位におかれましては冷静な対応をお願いします。

記

1. TDMA のコメント

<https://tdma.info/news/the-council-of-the-eu-adopts-early-non-objection-to-proposal-to-classify-TiO2-while-discussions-continue-in-the-european-parliament/>

2. 簡易訳

理事会は酸化チタンの分類提案に異議無し、欧州議会は継続議論

欧州委員会が酸化チタン(発がん区分2(吸入))を含む14版 ATP ((adaptation to technical and scientific progress) を採用し、理事会と欧州議会に2か月間の精査に提出しました。

欧州議会では精査期間が2か月延長され、2020年2月4日までが異議申し立て期日となります。

TDMA は、この提案に根本的に反対し続けています。

TDMA は、欧州統一の職業暴露濃度設定など、RAC (Committee for Risk Assessment) によって記述された懸念に対処するために、より効果的な規制手段が利用可能であると考えています。

TDMA は、2017年以降、規制に関する議論を通じて一貫して私たちの見解を公表してきました。

採択されたテキストが受け入れられ、欧州委員会の委任された権限内であるかどうかを判断するのは欧州議会と理事会の権限です。

TDMA はそれらの進捗状況を注視しており、その状況について以下で詳しく説明します。

理事会では欧州委員会提案に対して【異議無し】を早期に決めようとしている

2019年11月8日に作業部会(Working Party Technical Harmonisation)で欧州委員会提案が議論されました。その議論内容を受けて作業部会は11月12日欧州委員会提案に異議を唱えない意向を表明しました。

今後理事会の手続き上の最終段階である閣僚理事会で最終結論を得ますが、実務的な作業は終了したことを意味します。

欧州議会は2020年2月4日まで2か月精査期間を延長します

欧州議会では、欧州委員会提案は環境委員会に2ヶ月間の精査が委ねられました。しかし欧州議会は十分な精査期間を確保するため、2020年2月4日までの精査期間の延長を要請しました。欧州議会が異議を申し立てるには、本会議で議員376人以上の支持が必要です。これは非常に高いハードルです。精査期間は延長されますが、異議を支持する過半数が得られない場合、理事会同様早期に【異議なし】を採用することができます。したがって、精査期間は2020年2月4日以前に完了する可能性があります。